

立川市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年5月9日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第303号）の施行による。

立川市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例

立川市児童育成手当支給条例（昭和44年立川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>(1) <u>次に掲げる視覚障害</u></p> <p>ア <u>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</u></p> <p>イ <u>1眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</u></p> <p>ウ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</u></p> <p>エ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</u></p> <p>(2)～(11) ……略……</p> <p>備考 <u>視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</u></p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>(1) <u>両眼の視力の和が0.04以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。）</u></p> <p>(2)～(11) ……略……</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の立川市児童育成手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 新条例別表第2の規定は、令和4年4月分の手当から適用し、同年3月分までの手当については、なお従前の例による。